

正 誤 表

宅地建物取引業における 犯罪収益移転防止のためのハンドブック 第3版

下記のページに誤りがありました。お詫びして訂正させていただきます。

ページ・箇所	誤	正
P48 Q65 質問部分	規則11 条2 項4 号に該当する法人には	規則11 条2 項3 号に規定する法人には
同 回答部分	<p>規則 11 条 2 項 4 号に該当する法人には、一般社団・財団法人、学校法人、宗教法人、医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人（NPO）、持分会社等があります。</p> <p>これらの法人については、<u>当該法人を代表する権限を有する者が実質的支配者となりますので、どの法人も必ず1名以上存在することになります。なお、実質的支配者に該当する者が複数いる場合は、そのすべての者について本人特定事項の確認が必要です。</u></p>	<p>規則 11 条 2 項 3 号に規定する法人（<u>資本多数決法人以外の法人</u>）には、一般社団・財団法人、学校法人、宗教法人、医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人（NPO）、持分会社等があります。</p> <p>これらの法人については、<u>①当該法人の事業から生ずる収益又は当該事業に係わる財産の総額の 25%を超える収益の配当又は財産の分配を受ける権利を有していると認められる自然人、又は、②出資、融資、取引その他の関係を通じて当該法人の事業活動に支配的な影響力を有すると認められる自然人が実質的支配者となります（同号）。①又は②に該当する者がいない場合は、当該法人を代表し、その業務を執行する自然人が実質的支配者となります（同項 4 号）。</u></p>
P67 備考2表 C 欄⑤ 説明文	「本人確認書類」の <u>[B]</u> 欄の①~④のほか	「本人確認書類」の <u>[C]</u> 欄の①~④のほか

不動産業における犯罪収益移転防止及び反社会的勢力

による被害防止のための連絡協議会

事務局（公財）不動産流通推進センター